

提案基準17 市街化調整区域における「大規模な流通業務施設等」の取扱いについて

基本事項	申請者	住所	
		氏名	
	申請場所		
	敷地面積	m ²	
	用途		
	延べ面積	m ²	
敷地面積の制限	<input type="checkbox"/> 5ha未満		
認定書等	<input type="checkbox"/> 大規模な流通業務施設として中部運輸局長等が認めるもの <input type="checkbox"/> 特定流通業務施設としての認定書		
申請地	<input type="checkbox"/> 幹線道路の沿道及びインターチェンジから1km以内の区域であること。 <input type="checkbox"/> 幹線道路の沿道に立地する場合、敷地外周の10分の1以上が幹線道路に接していること。(大規模な流通業務施設の場合) <input type="checkbox"/> インターチェンジ区域に立地する場合、申請地からインターチェンジに至るまでの道路は幅員6m以上であること。 <input type="checkbox"/> 農用地区域等積極的に保全すべき区域を除いた区域であること。 <input type="checkbox"/> 住居系の用途地域に近接していないこと。		
条件	<input type="checkbox"/> 建蔽率は、10分の5以下、容積率は、10分の10以下とする。 <input type="checkbox"/> 予定建築物の高さは、15m以下とする。ただし、周辺の建築物と調和のとれたものであればこの限りでない。 <input type="checkbox"/> 敷地の境界には、その内側に、道路からの進入路の部分を除き、緑地帯を配置するほか周辺の景観に配慮すること。(緑地帯は1ha未満は3m以上、1.5ha未満は4m以上、1.5ha以上は5m以上とする) <input type="checkbox"/> 緑地帯には、樹高3m以上の常緑樹で、針葉樹の場合は100m ² あたり10本以上、広葉樹の場合は100m ² あたり5本以上植樹すること。		
添付図書	<input type="checkbox"/> 大規模な流通業務施設の建築が必要な理由書 <input type="checkbox"/> 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項による認定を受けたことを証する書面の写し <input type="checkbox"/> 会社の登記事項証明書、定款、事業経歴及び事業計画書 <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図、立面図 <input type="checkbox"/> その他、各要件に該当していることを確認するために必要な図書		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・□にチェックを入れてください。 		